

2016年（平成28年）10月吉日

各 位

大阪弁護士会
会 長 山 口 健 一

平成28年度版「社外役員候補者名簿」「女性社外役員候補者名簿」

提供開始のご案内

当会では、民間企業における女性社外役員の登用促進を目指す政府の方針を受けて、平成26年度より、社外役員への就任を希望する女性会員の名簿（女性社外役員候補者名簿）を作成し、女性社外役員の登用をお考えの企業様等に対して情報提供をする事業を行っておりますが、昨年度に導入された「コーポレートガバナンス・コード」において、上場会社における独立社外取締役の重要性や有効活用の指針が示され、社会全体としても企業や各種団体における社外役員の重要性が認識されるようになりました。そこで当会では、女性社外役員候補者名簿に加え、本年度より、性別を問わない社外役員への就任を希望する当会会員の名簿（社外役員候補者名簿）を作成し、社外役員の登用をお考えの企業様等に対する情報提供を開始することとなりましたので、ご案内申し上げます。

多彩な人材が社外役員候補者名簿及び女性社外役員候補者名簿に登録していますので、貴社におかれましても是非ご活用いただきますよう宜しくお願いいたします。なお、女性社外役員候補者名簿に登録している女性会員と社外役員候補者名簿に登録している女性会員は必ずしも合致しておりませんので、ご注意ください。

以下、社外役員候補者名簿・女性社外役員候補者名簿の概要、並びに、情報提供の手続についてご説明いたします。

【名簿登録要件について】

社外役員候補者名簿・女性社外役員候補者名簿には、それぞれ以下の要件を満たした当会会員が登録されています。

1. 弁護士登録の期間が通算して5年を超えること
2. 指定された研修を履修していること
(ただし、上場企業の社外役員を現任している会員は、研修の履修なしに名簿に登録することもできます。)
3. 弁護士賠償責任保険の被保険者であり、かつ、保険金額が1億円以上であること
(組織内弁護士に関しましては、この要件は不要となっています。)
4. 過去に懲戒処分（業務停止の期間が満了した日から3年を経過している場合及び戒告の効力が生じた日から3年を経過している場合を除く）を受けていないこと
5. 懲戒履歴、会費の納入状況その他の事情を考慮して、社外役員候補者として名簿に登録することが不適当と認める事由がないこと

【提供する情報について】

社外役員候補者名簿、女性社外役員候補者名簿に登録された以下の情報を提供します。

1. 基本的事項（登録者に関する基本情報）

氏名（ふりがな）、生年、弁護士登録年及び修習期、事務所の名称、住所、電話番号及びファックス番号、希望する職種の別

2. 任意的事項（登録者が任意に届け出た情報）

電子メール及び事務所ホームページアドレス、経歴、主な取扱業務、弁護士会における活動歴、保有している弁護士以外の資格、業務として使用可能な外国語、著作及び論文、所属学会、写真、その他

【情報提供の方法・手続について】

社外役員候補者名簿、女性社外役員候補者名簿に登録された情報は、以下の方法により提供させていただきます。

- ・ 大阪弁護士会館に来館いただき、名簿を閲覧、謄写していただく方法
- ・ Eメールにより名簿情報のデータ等を送信させていただく方法

以下、それぞれの提供方法について必要な手続をご説明いたします。

1. 大阪弁護士会館に来館いただく場合

(1) 閲覧予約

下記担当窓口宛に名簿閲覧希望日・時間帯・来館者名のご連絡をいただき、閲覧の予約をお取りください。

担当窓口：大阪弁護士会 社外役員候補者名簿係

電 話 06-6364-1372

FAX 06-6364-0678

メール syagaiyakuin@osakaben.or.jp

URL http://www.osakaben.or.jp/07-etc/jyosei_yakuin/index.php

(2) 名簿の閲覧・謄写

ア 閲覧予約の取れた日時に、「社外役員候補者名簿等提供申請書」（上記URLに書式がありますので、ダウンロードしてください。）をご持参のうえでご来館ください。

閲覧場所は、予約時にお知らせいたします。

イ 上記「社外役員候補者名簿等提供申請書」ならびに所定の添付資料をご提出いただいたのち、社外役員候補者名簿・女性社外役員候補者名簿を閲覧していただきます。

ウ 名簿情報の謄写を希望される場合は、当会においてコピーのうえ、その場でお渡しします（費用負担はございません。）。

2. Eメールによる情報提供を希望される場合

(1) 閲覧申込、データベース化された名簿登録事項一覧表の閲覧

ア 当会担当窓口宛（上記参照）に、データベース化された社外役員候補者名簿・女性社外役員候補者名簿の「名簿登録事項一覧表」のデータ送信を希望する旨ご連絡ください。

イ 当会担当窓口のメールアドレス宛（上記参照）に、メール本文に貴社ご担当者様のメールアドレスを記載のうえ、ご担当者様の名刺、「社外役員候補者名簿等提供申請書」及び所定の添付資料をPDFファイル等で添付して送信してください。

ウ 当会の担当窓口より、貴社ご担当者様のメールアドレス宛てに、上記名簿一覧が格納された電子キャビネット及びキャビネットのパスワードをお送りします。

(2) 個別名簿情報の閲覧

ア 名簿登録事項一覧表を閲覧していただいたうえで、当会担当窓口のメールアドレス宛に、個別名簿情報の閲覧を希望する候補者をご連絡ください。

イ 当会の担当窓口より、貴社ご担当者様のメールアドレス宛に、当該候補者の個別名

簿情報のデータ（PDF ファイル）及びパスワードをお送りします。

ただし、多人数に亘る候補者の個別名簿情報の提供を希望される場合など、E メールによる個別名簿情報の提供に適さないと判断される場合には、ご来館いただいたうえでコピーをお渡しすることもございますので、予めご了承ください。

3. 注意事項

※ 当会が提供する社外役員候補者名簿及び女性社外役員候補者名簿に登載された情報については、社外役員の候補者を決定するための参考にするこのみを利用目的とし、かかる目的以外の利用はできません。

※ 利用目的を達成しましたは利用目的が消滅した場合には、当会が提供した社外役員候補者名簿及び女性社外役員候補者名簿に登載された情報は、責任をもって廃棄させていただきます。

【アンケートのお願い】

後日、当事業をご利用いただいた企業様には、社外役員候補者名簿等の利用結果等についてアンケートをお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。